

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年 6月20日(金) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 19名(委員総数18名)

会 長

副会長 6番 岩倉 節夫

委 員 1番 久保 一 2番 宮川 昭史 3番 鈴木 多計士

4番 秦 守 5番 高橋 豊文

7番 林 一典 8番 臼杵 慶幸 9番 宮井 章裕

10番 近石 義則 11番 堀江 祐二 12番 山口 靖永

13番 兼若 香寿美 14番 松浦 功 15番 栗田 美博

17番 近藤 茂義

19番 平川 裕子

欠席委員 1

欠席者 16番 中浦 優

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広

職 員 篠原 朋紀 三好 大樹 宇賀 順子

議案等

議案第1号 農地法第3条許可申請書審議の件

議案第2号 農地法第4条許可申請書審議の件

議案第3号 農地法第5条許可申請書審議の件

議案第4号 非農地証明願承認の件

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の件

議案第6号 その他

議事は次のとおり

副会長 それではただ今より、6月の定例会を開会します。本日、16番 中浦会長より欠席の届出がありましたので報告します。出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、7番 林一典委員さん、8番 臼杵慶幸委員さん、よろしくお願いします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が2件あります。御審議よろしくお願いします。

副会長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(三好) (3条申請 説明) (3条申請)

【番号1】 所有権移転(贈与) 1筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 兼業による経営縮小 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 炭所西字 番 田 866 m² 1筆 地籍合計 866 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 11837 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.0 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和7年3月18日
■現地調査実施日
令和7年6月6日
■営農計画書(様式第3号)
ゴーヤを作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 360 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(贈与) 1筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 耕作不便のため ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 吉野字 番 田 10 m² 1筆 地籍合計 10 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 918.82 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和7年5月7日
■現地調査実施日
令和7年6月6日
■営農計画書(様式第3号)
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 2筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 羽間字 番 田 1006 m²他 2筆 地籍合計 2227 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 22445 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和7年6月3日
■現地調査実施日
令和7年6月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 4筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 羽間字 番 田 88 m²他 4筆 地籍合計 930 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 7423 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.05 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和7年5月14日
■現地調査実施日
令和7年6月6日
■営農計画書（様式第3号）
野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 180 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 3筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 相手方の要望
■申請地 公文字 番 田 135 m²他 3筆 地籍合計 717 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1209 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.05 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和7年5月15日
■現地調査実施日
令和7年6月6日
■営農計画書（様式第3号）
野菜を作付予定
■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 6】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 新規就農

■申請地 買田字 番 田 408 m² 1 筆 地籍合計 408 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 408 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.01 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 7 年 6 月 5 日

■営農計画書（様式第 3 号）

野菜を作付予定

■現地調査実施日

令和 7 年 6 月 6 日

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

副会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 宮川委員さん、よろしくお願いします。

宮川委員 (補足説明 3-1)
6 月 15 日に譲受人の さんのお宅を訪問しましてお話をお聞きしました。譲渡し人の さんは京都でおられまして、長年譲受人が管理していた農地で、今回所有権移転で申請がありました。以上です。

副会長 続きまして、番号 2 の担当委員 高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 3-2)
去る 14 日に、 さんとお会いしまして話をお聞きしました。新家の さんは さんの郷になるのですが、そこはもう絶えてしまって家と土地をもう処分するようにしています。今回の土地は 30 年前に、 さんがそこを買って、区画整理をして現状は作っています。少しなので譲るといった話になったらしいです。別に問題はありません。

副会長 続きまして、番号 3 と番号 4 の担当委員 近藤委員さん、よろしくお願いします。

近藤委員 (補足説明 3-3.4)
番号 3 の さんにつきましては、大阪の方に住んでいるので帰ってくるのは、正月とお盆だけです。2 回帰ってくるだけでございます。 さんにつきましては、19 日に植田推進委員さんと一緒に現地確認を行いました。ご本人は留守でございましたが、夜に電話で話をしました。別に問題はなかったと思います。番号 4 につきましては、 さん本人とお会いしました。進入路があるところで、売るのでしたら私に言ってほしいということで、双方で話ができていたと思います。この件につきましても 19 日に現地確認をいたしまして、別段問題はなかったと思いますので、よろしくお願いいたします。

副会長 続きまして、番号5の担当委員 赤股委員さん、よろしくお願いします。

赤股委員 (補足説明 3-5)
15日に現地確認をしてみました。特に問題はないと思います。

副会長 続きまして、番号6の担当委員 近石委員さん、よろしくお願いします。

近石委員 (補足説明 3-6)
6月14日に、お二人に電話で確認いたしました。この農地に作物は作られておらず、草刈りの管理はされていたと思います。譲受人の■■■さんに確認したところ、■■■さんの住居の前にこの農地があり、現住所は仁尾町になっているということです。買いたい旨を不動産屋さん経由で相談していたところ、今回の売買になったということです。譲渡人の■■■さんにつきましては、実家が農地の近くにあつて、勤め先が遠いこともあつて、現在は高松に住んでおります。今はもう身体が悪く管理ができないので、今回手放すことにしましたということです。以上です。ご審議よろしくお願いします。

副会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

副会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

副会長 異議なしということで、議案第1号につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

副会長 続きまして、議案第2号、農地法第4条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（篠原） (4条申請 説明) (4条申請)

番号1(車両置場)※無断転用解消事案

*申請地：長尾字■■■■番■■ 他1筆 地目：田 面積：236㎡
併用地：1587.80㎡

*農地区分：第2種農地～かりん健康センター北西側約1.3kmに位置する農地

*申請目的：車両置場

～申請者は自動車板金塗装業を行っている。平成12年頃に近隣の工事車両出入りのためアスファルト舗装をした。受注が大きく増え、車両置場として利用したいが、申請地が農地法の手続き未了であることが判明したため、正式に法令手続きをとり、地目を現況どおりに変更するため申請に至った。

*登記簿添付：申請地～2筆 併用地～5筆

*被害防除計画書添付済(調整を了している)

*排水計画：雨水：北西ため桝から水路へ放流。

汚水：汚水なし。

- *資金調達計画：無断転用解消事案のため、資金証明は不要
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：香川用水土地改良区、まんのう町土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *無断転用に関する始末書添付

副会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 鈴木委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 4-1)
それでは説明いたします。説明は事務局の方からありましたので、別に付け加えることはありません。ご審議よろしくお願いいたします。

副会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

副会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

副会長 異議なしということで、議案第2号につきまして、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

副会長 続きまして、議案第3号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（篠原） (5条申請 説明) (5条申請)

番号1（車両置場・資材置場）／【所有権移転】※無断転用解消事案

*申請地：長尾字 番 地目：田 他1筆 計面積：833 m²
併用地：990.80 m²

*農地区分：第2種農地～かりん健康センター北西側約1.3kmに位置する農地

*申請目的：(車両置場・資材置場)

～申請者は自動車板金塗装業を行っている。平成11年に工場を建築した時に工場の一部として利用していました。受注が大きく増え、車両置場および資材置場の確保が必要となった。申請地が農地法の手続き未了であることが判明したため、正式に法令手続きをとり、地目を現況どおりに変更するため申請に至った。

*登記簿添付：申請地～2筆 併用地～5筆

*被害防除計画書添付済（調整を了している）

*資金調達計画：預金通帳の写しを添付

*確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書：香川用水土地改良区、まんのう町土地改良区添付

*排水承諾書：地元水利組合押印添付

*無断転用に関する始末書添付

番号2（駐車場）／【所有権移転】

*申請地：吉野下字[]番[] 他1筆 地目 田 面積 2176 m²
併用地：40321.58 m²

*農地区分：第2種農地～まんのう町役場より南東側約850mに位置する農地

*申請目的：駐車場

～町立中学校の駐車場が不足しているため、近隣で用地を探した所、所有者より申請地の所有権を移転し利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

*登記簿添付：申請地～2筆

*被害防除計画書添付済（調整を了している）

*申請地：盛土～最大0.4m

擁壁～なし

*排水計画：雨水：北側および南側水路へ放流

汚水：汚水なし

*資金調達計画：町一般会計予算可決議案書の写し添付

*確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書：香川用水土地改良区、満濃池土地改良区押印添付

*排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号3（分譲住宅）／【所有権移転】

*申請地：吉野下字[]番[] 地目 田 面積 926 m²

*農地区分：第3種農地～まんのう町役場より南東側約420mに位置する農地

*申請目的：分譲住宅

～申請者は不動産業を営む法人である。申請地の地区において住宅を希望する問い合わせがあることから、住宅用地を探したところ所有者より申請地を所有権移転し利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

*登記簿添付：申請地～1筆

*被害防除計画書添付済（調整を了している）

*申請地：盛土～0.7m～0.95m

擁壁～コンクリート擁壁0.45m～1.25m

*排水計画：雨水：ため桝を設置し南側用水路へ放流

汚水：公共下水道へ接続

*資金調達計画：金融機関の残高証明書添付

*確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区押印添付

*排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号4（工場・駐車場）／【所有権移転（売買）】

*申請地：東高篠字[]番[] 田 1264 m² 併用地：8428.28 m²

*農地区分：第2種農地～高篠小学校より北東側約150mに位置する農地

*申請目的：工場・駐車場

～申請者は紙製品の加工や印刷業を営む法人である。業務の中でも、うちわやカレンダーなどの紙製品の需要は一年を通してあり、繁忙期には臨時従業員を雇用している状況である。今回事業を拡大に伴い新たに工場が必要となり、計画に見合うと土地を探していたところ、譲渡人が所有する農地を事業用地として利用することに同意が得られた

ことから、本申請に至った。

- *登記簿添付：申請地～1筆 併用地～9筆
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～良質花崗土 $t=0.46\text{m}$
擁壁～コンクリート擁壁 $H=0.70\text{m}\sim0.95\text{m}$
- *排水計画：雨水：最終桤に集水し、西側水路に排水
汚水：合併浄化槽を設置して西側水路に排水
- *資金調達計画：金融機関の証明書を添付。
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：香川用水土地改良区、満濃池土地改良区、まんのう町土地改良区押印添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *駐車場を利用する車番一覧表添付
- *施設保有状況一覧表添付

副会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 鈴木委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 5-1)
それでは説明をいたします。6月16日に現地を確認しました。また■■■■氏と会い所有権移転についての確認をしました。この土地は工場に隣接しており、30年ぐらい前に■■■■氏の亡き父■■■■氏との間に■■■■氏との間で等価交換しており、農地の草刈り等は■■■■氏が管理しておりました。■■■■氏は86歳と高齢で、地籍調査まで待てず今回の申請になりました。また■■■■氏の話も同様ですので、ご審議の方よろしく願いいたします。

副会長 続きまして、番号2と番号3につきまして、担当委員 中浦会長に代わりまして栗田委員さん、よろしくお願いします。

栗田委員 (補足説明 5-2.3)
それでは補足説明いたします。6月16日に、推進委員の近石さんと現地を確認いたしました。番号2、3に特に問題はなく、事務局の説明通りでしたので、ご審議よろしくお願いします。

副会長 続きまして、番号4の担当委員 近藤委員さん、よろしくお願いします。

近藤委員 (補足説明 5-4)
それでは説明します。先日6月18日に植田推進委員さんと現地確認をいたしました。この土地につきましては、工場のすぐ北側の隣接しているところでございます。ご審議よろしくお願いします。

副会長 担当委員からの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

副会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員	異議なし。
副会長	異議なしということで、議案第3号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。
副会長	続きまして、議案第4号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局(篠原)	(非農地証明 説明) (非農地証明願) 番号1 山林(荒廃) *申請地: 中通字■■■■番 外2筆 地目 田 合計面積 1760 m² *農地区分: 第2種農地～琴南公民館より北西側約1.4kmに位置する農地。 *申請目的: 山林(荒廃) ～本申請地は、以前は水稻を収穫していましたが、山間部の河川に隣接し不整形で、労力不足もあり、管理ができておらず、30年以上放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。 *登記簿添付: 申請地～3筆 *近隣の30年以上未耕作証明書添付 適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】 ※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地 番号2 山林(荒廃) *申請地: 川東字■■■■番 外12筆 地目田畑 合計面積 5076 m² *農地区分: 第2種農地～琴南公民館より北東側約1.8kmに位置する農地。 *申請目的: 山林(荒廃) ～本申請地は、以前は水稻や路地野菜を作付けしていましたが、通作不便で不整形、さらに日当たりも悪かったため、40年以上放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。 *登記簿添付: 申請地～13筆 適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】 ※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地
副会長	事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1と番号2の担当委員、堀江委員さん、よろしくお願いします。
堀江委員	(補足説明 非-1.2) 番号1ですが、6月13日に■■■■さんに連絡をとりまして、現場を確認しました。30年ほどこのような状態で荒廃していました。今後は地域おこし協力隊の方が漆を植えて管理を行うということです。 番号2ですが、6月15日に推進委員の後藤さんと■■■■さんのお宅を訪問しました。昭和60年までは、稲とか野菜を作っていましたが、耕作が不便ということで、その後は荒地となっている状態です。現場確認に行こうと思った

のですが、家から遠いこともありタブレットで確認を行いました。以上で、番号１、２とも、事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

副会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。

(質疑等なし)

副会長 意見等もないようですので、採決をします。議案第４号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

副会長 異議なしということで、議案第４号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

副会長 続きまして、議案第５号、農用地利用集積等促進計画の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（宇賀）（農用地利用集積等促進計画 説明）

副会長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

副会長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第５号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

副会長 異議なしということで、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

副会長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の１番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局（宇賀）（合意解約・返還通知について説明）

副会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

副会長 質疑等もないようですので、その他の１番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

副会長 異議なしということで、その他の１番については、承認されました。ありがとうございました。

副会長 続きまして、その他の２番、農用地利用計画の変更につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局(伊勢谷) (農用地利用計画の変更について 説明)

副会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

副会長 質疑等もないようでございます。その他の２番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

副会長 異議なしということで、その他の２番について、承認されました。ありがとうございました。

副会長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

副会長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局 (来月日時等説明)
 ７月の予定についてお知らせいたします。
 農地法申請 ７月 ４日(金) 締め切り
 定例会 ７月 22日(火) 午前9時30分から

副会長 (閉会あいさつ)
 以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。